

寒川町教育委員会 3 月定例会議事日程

令和 6 年 3 月 2 2 日 (金)
午後 1 時 3 0 分
東分庁舎第 3 会議室

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

小 川 委員 大 森 委員

3 教育長報告

4 社会教育施設報告

①公民館報告 (資料 1)

②総合図書館報告 (資料 2)

5 委員報告

6 議 事

議案第 8 号 令和 6 年度重点施策について

議案第 9 号 令和 6 年度小・中学校の夏季休業日における授業日の変更について

議案第 10 号 寒川学校給食センター条例施行規則の制定について

陳情第 1 号 2024 年度における公正な教科書採択のために

7 協 議

① 令和 6 年度の教育委員会委員の活動について (資料 3)

8 その他

9 閉 会

令和5年度 公民館事業実績 (2月分)

★印は新規事業

資料 No. 1

施設名	講座名	年代	日時	募集人数	申込人数		参加人数		延べ人数	参加率	結果・評価
					男	女	男	女			
センター	あなたのおススメ！ レコード・CD持ち寄り鑑賞会	成人期	2月3日(土) 13:00 ~ 15:30	15	11	4	10	2	12	80%	様々なジャンルの名曲が持ち寄られ、他の参加者が持ち込んだ曲を全員が心から楽しんで鑑賞していた。レコードプレーヤーがないため、この日のために購入したレコードを初めて聞く参加者もいた。定期的な開催を検討する。
	★星空講習会	青少年期	2月4日(日) 9:30 ~ 11:00	20	3	3	3	3	6	30%	アンケートの回答から、参加者は星や星座、惑星等へ多くの関心があることが分かった。講座での反応も良く、さらに興味を高めてもらうことができた。後日実施の星空観察会への参加希望者もおり、それに先立って充実した内容を提供できたと思う。
	ホールでグランドピアノを弾こう！	成人期	2月4日(日) 10:00 ~ 18:00	6枠	6枠		3	11	14	100%	ピアノコンクール本番前のイメージ作りのため、町外からの参加もあった。1名での参加、2枠利用の参加が複数あり、当事業を毎回楽しみにしている参加者、定例開催を望む意見もあった。当日を含め3枠のキャンセルがあったことが残念であった。
			2月5日(月) 10:00 ~ 18:00	6枠	3枠		0	2	2	50%	
			2月6日(火) 10:00 ~ 16:50	5枠	2枠		1	1	2	40%	
	星空観察会	青少年期	2月18日(日) 18:00 ~ 19:30	40	11	16	11	16	27	68%	曇天のため1日順延となり天候が危ぶまれたが、結果的には適度に雲が出て、ドラマチックな情景を見ることができた。気温もこの時期としてはかなり高く、参加者も楽に観察することができた。順延すると参加者が減り人員手配も必要となるため、予備日の再検討を行う。
みんなでたのしむオペラ 「ヘンゼルとグレーテル」 (神奈川県民ホールとの共催)	全年代	2月24日(土) 11:00 ~ 12:00				70	150	220	—	神奈川県民ホールとの共催でオペラ入門コンサートを実施した。小さな子ども連れの参加者が多く、音楽だけでなく目でも楽しめる内容だった。良質の公演であったが、再演のため昨年より来場者が減ったことが残念であった。	

施設名	講座名	年代	日時	募集 人数	申込人数		参加人数		延べ 人数	参加率	結果・評価
					男	女	男	女			
北部	おはなし図書館	幼児期	2月3日(土) 10:30 ~ 11:00	5			0	2	2	40%	読み聞かせボランティアによる定期開催事業
	★そば打ち教室	成人期	2月21日(水) 10:00 ~ 13:00	12	6	6	5	6	11	92%	一人一人に対して丁寧に笑いも混ぜながらの指導で、美味しそうなそばが完成し、各自持ち帰ることにした。終了後に全員で講師の作ったそばを試食した。また開催してほしい、また参加したい、大変美味しかったなどの意見があった。継続して実施していきたい。
	メンズクッキング教室	成人期	2月25日(日) 10:00 ~ 13:00	12	12	0	11	0	11	92%	4年ぶりの開催となり、菊花シュウマイを作った。講師の実演後に調理をスタートし、参加者は作業に慣れるに従い楽しく取り組んでいた。完成後は自分の作った料理を試食し、全員が美味しかったと満足していた。年間2~3回実施してほしいとの意見もあった。
	集会室開放事業 (卓球・バドミントン)	青少年期	2月 利用のない時間帯				0	3	3	—	利用のない時間帯、青少年を対象に集会室を開放
	敬老室開放事業(囲碁・将棋)	高齢期	2月 13:00 ~ 17:00				0	0	0	—	毎日午後、高齢者を対象に敬老室を開放
	親子サロン	幼児期	2月 9:00 ~ 12:00				6	9	15	—	毎日午前、未就園児とその保護者に敬老室を開放
	学習コーナー	全年代	2月 9:00 ~ 17:00				2	1	3	—	毎日午前午後、全世代を対象にロビーの一部を開放

施設名	講座名	年代	日時	募集 人数	申込人数		参加人数		延べ 人数	参加率	結果・評価	
					男	女	男	女				
南部	親子でクラフト教室⑩	幼児期	2月5日(月) 10:00 ~ 10:30	12	6	14	6	14	20	167%	子どもたちは慣れないサインペンでおひなさまの顔に目や鼻を一所懸命に描き、完成した作品には子どもたちの個性があふれていた。リピーターが増えたことにより、子どもたち同士の自然な交流も見られるようになってきた。	
	おはなし広場幼児	乳幼児期	2月5日(月) 10:30 ~ 11:00		6	14	6	14	20	—	読み聞かせボランティアによる事業	
	★子どもガラスサンドアート体験教室	幼児期	2月24日(土) 10:00 ~ 11:30	10	6	19	3	7	10	100%	講師の丁寧な説明で、子どもたちは初めての体験でもスムーズに作業に入ることができた。色鮮やかな砂を選んでガラスの器の中に入れ、竹串で模様を付けていった。色にこだわるなど、ガラスサンドアートの面白さを知って、夢中で作業に取り組む姿が見られた。	
	おはなし広場小学生	青少年期	2月24日(土) 11:30 ~ 12:00		5	11	4	7	11	—	読み聞かせボランティアによる事業	
	南部サロン	成人期	2月12日(月) 10:00 ~ 12:00				3	4	7	—	体操、歌、ハンドベル、ウクレレ等を体験	
			2月24日(月) 10:00 ~ 12:00				5	9	14	—	体操、歌、ハンドベル、ウクレレ等を体験	
	集会室開放事業(バドミントン)	青少年期	2月	13:00 ~ 17:00				12	22	34	—	毎週火曜日午後、青少年を対象に集会室を開放
	敬老室開放事業(囲碁・将棋)	高齢期	2月	13:00 ~ 17:00				158	0	158	—	毎日午後、高齢者を対象に敬老室・機能回復室を開放
	南部ほっとオアシス	幼児期	2月	9:00 ~ 12:00				0	0	0	—	毎日午前、未就園児とその保護者に敬老室を開放
学習コーナー	全年代	2月	9:00 ~ 17:00				9	4	13	—	毎日午前午後、全世代を対象にロビーの一部を開放	

令和6年度公民館事業予定（4月）

○町民センター

◆メダカの飼育講座

日 時：4月14日（日）午前10時～11時30分

対 象：町内在住・在勤者 各15名

内 容：メダカの飼育方法や生態を学ぶ

講 師：宮下 洋（メダカ愛好家）

参加費：500円（資料代、メダカ10匹付き）

◆人権朗読コンサート「僕たちのこと」 ★新規事業

日 時：4月20日（土）午後1時30分～3時30分

対 象：町内在住・在勤者 30名

内 容：障がい者の人権について朗読劇から学ぶ

講 師：朗読の会「心音（ここね）」

○北部公民館

◆春の鎌倉ハイキング

日 時：4月4日（木）午前8時50分～午後3時

対 象：町内在住・在勤者 12名

講 師：川合太恵子（鎌倉ガイド協会）

参加費：交通費・昼食代は各自負担

◆おはなし図書館

日 時：4月6日（土）午前10時30分～11時

対 象：町内在住の幼児～小学校低学年（親子での参加可）

内 容：絵本や紙芝居の読み聞かせ

◆和菓子作り教室

日 時：4月13日（土）午後1時30分～3時

対 象：町内在住の小学生以上（小学生は親子で参加）12名

内 容：和菓子職人の指導による上生菓子作り

講 師：黒田和比古（吉祥庵）

参加費：1,500円（材料費）

◆春の寄せ植え教室

日 時：4月20日（土）午前10時～11時30分

対 象：町内在住の小学生以上（小学生は親子で参加）15名

内 容：季節の花の説明と寄せ植え体験

講 師：金子能久（信花園）

参加費：1,200円（材料費）

○南部公民館

◆親子でクラフト教室

日 時：4月1日（月）午前10時～10時30分

対 象：町内在住の幼児と保護者 6組

内 容：桜の花カード作り

講 師：公民館職員

参加費：100円（材料費）

◆おはなし広場幼児

日 時：4月1日（月）午前10時30分～11時

対 象：町町内在住の幼児と保護者

内 容：絵本や紙芝居の読み聞かせ

◆脳と身体健康リトミック体験教室

日 時：4月10日（水）、17日（水）、24日（水）午後1時30分～2時30分

対 象：町内在住・在勤者 20名

講 師：金子友理

◆子どもクッキング教室

日 時：4月20日（土）午前10時～12時

対 象：町内在住の小学生 12名

内 容：母の日のプチケーキ作り

講 師：公民館職員

参加費：300円（材料費）

◆世界遺産講座「スペイン・バルセロナ編」

日 時：4月21日（日）午前10時～11時30分

対 象：町内在住・在勤者 20名

講 師：仲田政一（世界遺産検定マイスター）

＝本との出会いが始まる＝

図書館月報

No. 208 R6(2024). 3. 8

寒川総合図書館



←展示「科学道100冊傑作選」の様子

教育委員会定例会

◎令和5年度図書館利用状況・2月（2024.2.1～2024.2.29）

日	曜	来館者数(人)				貸出点数(点)				行事等
		北部	南部	総合	合計	北部	南部	総合	合計	
1	木	7	28	503	538	2	21	623	646	
2	金	20	19	552	591	4	4	742	750	紙芝居講座
3	土	24	38	750	812	22	23	1,379	1,424	土曜日おはなし会
4	日	18	23	663	704	15	27	1,193	1,235	おひぎにだっこのおはなし会
6	火	14	18	404	436	4	11	569	584	
7	水	16	33	606	655	12	13	802	827	図書館映画会
8	木	26	23	510	559	9	24	676	709	茅ヶ崎支援学校就業体験
9	金	7	32	506	545	14	28	538	580	茅ヶ崎支援学校就業体験
10	土	40	22	686	748	21	6	1,148	1,175	土曜日おはなし会/ジュニア司書活動
11	日	20	9	663	692	2	13	975	990	ロボットプログラミングワークショップ
12	月	20	28	548	596	13	12	604	629	
13	火	21	38	464	523	18	17	466	501	
14	水	22	40	430	492	19	27	572	618	
15	木	12	24	493	529	15	5	651	671	
16	金	22	26	491	539	15	20	587	622	
17	土	32	33	714	779	29	37	1,273	1,339	土曜日おはなし会
18	日	15	24	683	722	19	6	1,215	1,240	
20	火	23	33	812	868	8	17	831	856	
21	水	11	37	374	422	3	9	532	544	
22	木	15	23	413	451	11	10	615	636	
23	金	15	47	485	547	4	40	730	774	おはなし会ボランティア全体会
24	土	20	49	666	735	8	21	1,162	1,191	土曜日おはなし会/ジュニア司書活動
25	日	19	17	484	520	5	9	973	987	
27	火	26	33	558	617	24	32	822	878	
28	水	19	34	469	522	12	27	625	664	おひぎにだっこのおはなし会
29	木	22	28	440	490	19	13	539	571	
26	日開館※	506	759	14,367	15,632	327	472	20,842	21,641	登録者 17,765人※(前月比 109人)
	一日平均	19	29	553	-	13	18	802	-	1日平均 4人登録
	昨年同月比	-108	+3	-2,536	-2,641	+7	-77	-579	-649	(町人口48,545人 2023.4.1)

※分室は 26 日開室

※2023年10月の新システム入替により、総合図書館のゲートカウンター設置場所が3カ所から2カ所に変更。

それに伴い、2023年10月からは、それまで来館者数に含まれていた職員通過分のカウントは含まれていない。

◎令和5年度年度利用状況（2023.4.1～2024.2.29）

月	開館日	来館者数(人)				貸出点数(点)				総合図書館 貸出点数(一日平均)(点)	備考
		北部	南部	総合	合計	北部	南部	総合	合計		
4	26	644	781	16,564	17,989	323	444	22,214	22,981	854	
5	26	620	766	16,690	18,076	303	481	21,020	21,804	808	
6	20	644	949	14,680	16,273	306	643	17,986	18,935	899	
7	27	674	906	20,038	21,618	408	539	23,550	24,497	872	
8	27	821	983	22,830	24,634	409	567	25,559	26,535	947	
9	15	429	558	11,215	12,202	261	338	14,086	14,685	939	
10	23	520	845	12,740	14,105	303	360	18,857	19,520	820	
11	26	500	887	14,195	15,582	383	522	20,157	21,062	775	
12	24	504	795	14,304	15,603	287	456	19,926	20,669	830	
1	25	452	758	14,532	15,742	310	466	20,613	21,389	825	
2	26	506	759	14,367	15,632	327	472	20,842	21,641	802	
計	265	6,314	8,987	172,155	187,456	3,620	5,288	224,810	233,718	11 ヵ月分	
	一日平均	23	33	650	-	13	20	848	-		

※分室は 270 日開室

◎年度別の利用状況（2014.4.1～2024.2.29）

	総合図 開館日	来館者数(人)				貸出点数(点)				備考
		北部	南部	総合	合計	北部	南部	総合	合計	
2017年度	308	12,510	13,778	265,084	291,372	7,031	8,398	332,911	348,340	
	一日平均	40	44	858	-	23	27	1,077	-	
2018年度	310	10,852	15,448	290,165	316,465	5,604	8,840	336,432	350,876	
	一日平均	35	49	936	-	18	28	1,085	-	
2019年度	288	9,889	13,398	289,245	312,532	5,504	8,112	305,597	319,213	
	一日平均	34	46	1,004	-	19	28	1,061	-	
2020年度	246	6,173	8,276	182,904	197,353	3,305	5,565	237,984	246,854	
	一日平均	25	34	744	-	13	23	967	-	
2021年度	308	7,906	10,594	220,907	239,407	5,043	7,064	312,732	324,839	
	一日平均	25	34	717	-	16	23	1,015	-	
2022年度	306	7,817	10,247	211,858	229,922	3,894	6,505	277,814	288,213	
	一日平均	25	33	692	-	13	21	908	-	
2023年度	265	6,314	8,987	172,155	187,456	3,620	5,288	224,810	233,718	
	一日平均	23	33	650	-	13	20	848	-	
開館累計	4,939	119,597	130,429	4,613,247	4,863,273	69,732	78,769	6,294,701	6,443,202	
	一日平均	36	39	934	-	21	23	1,274	-	

総合図書館の来館者数・貸出点数は開館(2006年11月3日)から集計。

分室の来館者数・貸出点数はサテライト化後の2012年10月1日から集計。

＝令和5年度総合図書館事業実績（2月）＝

I. 寒川総合図書館

1. 図書館行事

(1) 展示

区分	展示名	期間	当月開始	展示冊数 貸出冊数	目的・総評
企画展示	ココロとカラダをととのえる	1/4(木)～ 3/31(日)	-	412 3月終了	疲労回復のきっかけになるような本を多岐にわたって展示することにより貸出増を目指す。参加企画の『あなたの元気の素』募集には子どもたちが多く参加し、貸出も伸びている。
YA	科学道100冊傑作選	2/1(木)～ 3/31(日)	○	203 3月終了	理化学研究所と編集工学研究所の事業「科学道100冊」に参加し、リストに載った本を中心に科学に興味を持てるような展示を目指す。クイズや動物の足跡など親子で楽しむ姿が見られ、貸出が伸びている。
YAミニ	いとをかし POP'nだ～なくん第18号コラボ展示	12/5(火)～ 2/4(日)	-	57 143	2024年の大河ドラマの主人公・紫式部にちなみ、平安時代の歴史や和歌などを展示し、日本の古典文学に興味を持ってもらうとともに貸出促進を図る。幅広い層が借りていく様子が見られ貸出に繋がった。
絵本 小規模企画	いくつのえほん	1/13(土)～ 2/8(木)	-	151 305	冊子「いくつのえほん」に掲載されている絵本を中心に絵本選びの参考になる展示を行い貸出促進を図る。(NIPPAN発行の冊子を配布)定番絵本が多く貸出が伸びた。
	あま～いおかしはいかが？	2/10(土)～ 2/22(木)	○	80 177	バレンタインデーにちなみ、甘いお菓子をテーマにした絵本を展示する。絵本を通じて季節感や行事を楽しむことを目指した。表紙の美味しそうな絵に惹かれて手に取る子どもが多く、貸出に繋がった。
	グリム童話・アンデルセン童話	2/24(土)～ 3/7(木)	○	72 3月終了	何世代にも読み継がれる童話の原作を絵本で読むことで、新たな魅力を感じてもらい貸出促進を目指す。保護者が子どものために借りていく姿を見かける。
CD	落語 笑う門には福来る	12/16(土)～ 2/14(水)	-	42 34	冬におすすめの落語や寄席の気分を味わえるような出陣子のCDなど、年末年始に関心が集まると思われる展示を行い貸出促進を図る。年配の利用者を中心に貸出が伸びた。
	癒しの音楽	2/15(木)～ 4/14(日)	○	37 4月終了	健康志向の利用者へ向け、ストレス緩和や快眠に効果のある音楽を展示する。利用者層の幅を広げることを目指す。癒しの音楽を求める人が多く貸出が伸びている。
複合	にゃんこわんこ大集合	2/3(土)～ 3/31(日)	○	221 3月終了	身近なネコと犬に関する資料を展示する。動物の飼い方以外にも様々なジャンルの関連書籍があることを周知し、貸出促進を図る。幅広い年齢層が利用し貸出が伸びている。
児童展示 ①	つくるって楽しい♪	1/4(木)～ 2/29(木)	-	59 166	子どもが好きな「つくる」を特集し、工作や手芸、料理、折り紙などを展示することで貸出を促す。子どもたちへの貸出が伸び、展示資料を随時補充し対応した。
児童展示 ②	スタッフおすすめ！ むかしばなしの紙芝居	12/14(木)～ 2/13(火)	-	28 50	タイトルが見つらく探しにくい紙芝居を面出しで展示することにより、新しい紙芝居との出会いを提案し貸出促進を図る。表紙が見えることで興味をひき貸出に繋がっていた。おはなし会ボランティアからも好評だった。
	本の世界で旅してみよう！	2/18(日)～ 3/31(日)	○	43 3月終了	地図や絵、写真などで世界を紹介している本を展示し、本を通じて世界の旅を楽しんでもらう。迫力ある大きな絵の表紙に惹かれて、手に取る様子が見られる。
その他	備えよう自然災害	1/4(木)～ 3/24(日)	-	26 3月終了	自然災害への備えを促す資料を展示し、関連資料の書棚の案内を掲示することで2階の書架へ誘導する。大きな災害があったこともあり、貸出が伸びている。

(2) おはなし会

名称	実施日	場所	参加人数、内容
おひざにだっこのおはなし会	2/4(日) 11:00～11:20	3階 会議室	1組(子ども1名、おとな1名)計2名 大型絵本「おふとんかけたら」など8点
	2/28(水) 11:00～11:20		2組(子ども2名、おとな2名)計4名 紙芝居「びびびよびよちゃん」など8点
土曜日おはなし会 (幼児、小学生向け)	2/3(土) 11:00～11:20	1階 児童コーナー	子ども13名、おとな8名、計21名 絵本「まめまきバス」など4点
	2/10(土) 11:00～11:20		子ども7名、おとな3名、計10名 紙芝居「あさのおしたくこれだれの？」など5点
	2/17(土) 11:00～11:20		子ども9名、おとな4名、計13名 絵本「ここからだしてくれ～」など5点
	2/24(土) 11:00～11:20		子ども11名、おとな6名、計17名 紙芝居「いもころがし」など4点。 ジュニア司書2名が読み手を担当

(3) その他

講座

紙芝居講座とおはなし会ボランティア募集	2/2(金) 13:00～15:00	3階 会議室	童心社から講師を招き、初心者向けの紙芝居講座を実施。紙芝居の成り立ちから実践的な方法まで多岐にわたる内容で、参加者からも活発な質問が挙がり有意義だったと好評。ボランティア登録の案内を配付し、後日行方『ボランティア全体会』への参加を促した。 参加者:22名(現ボランティア8名、一般14名)
ロボットプログラミング・ワークショップ	2/11(日) 10:00～11:30 14:00～15:30	3階 会議室	プログラミング教育用ロボット「こくり」と専用ソフトを使い、プログラミングを体験する講座。親子での参加が多く、会話しながら楽しそうに体験していた。みなタブレットに慣れていて、ひとりで参加した子も問題なく操作できていた。 参加者:午前子ども5名保護者4名、午後子ども4名保護者3名(当日キャンセル1組)

その他

ジュニア司書活動 (3～5期生)	2/10(土) 10:00～11:30	参加者:3名 2月24日の土曜日おはなし会に向けた準備。読み聞かせの講義を受けた後、当日読む本の選書と練習を行った。本は持ち帰り各自練習する。
	2/24(土) 10:20～11:45	参加者:2名 土曜日おはなし会のリハーサルと本番。1名欠席者が出たためスタッフがひとり入って行った。会場設営から終了後のスタンプ押印係と片付けも担当した。
図書館映画会(大人向け)	2/7(水) 14:00～16:00	上映作品『憧れのハワイ航路』1950年日本映画 主演:岡晴夫、美空ひばり シニア層の人気のモノクロ映画を上映。 懐かしい映像がとても好評だった。参加者:17名
茅ヶ崎支援学校 就業体験	2/8(木)9(金) 8:30～15:30	高校1年生2名。図書館と文書館で業務を体験した。開館準備、配架書架整理、YA展示(選書とPOP作成)、絵本展示(引き抜きと設定、題字の作成)、冊子綴じ作業、ブッカー貼りなど。どの業務にも積極的に取り組み丁寧に行っていた。
おはなし会ボランティア全体会	2/23(金) 14:00～15:00	来年度の登録確認と活動内容の打ち合わせを行い、質疑応答など日頃の活動に対する意見交換を行った。また、新しく登録を希望する3名も参加し、ボランティア活動の説明を受けたのち全員登録を行った。 参加者:ボランティア8名、登録希望者3名、合計11名

十進王国クイズラリー

期間:2月1日(木)～2月29日(木)
2月の問題(3類) 参加者:36人 「手話の本はどのキャラクターの本棚にあるかな?」

図書館俳句ポスト投句状況

	お題	応募数(句)	状 況
12月	熱燭	41	2名で入選2句。(「現代俳句」3月号に掲載) 入選句:『車窓より鎮守に一札冬の朝』加藤西葱
1月	氷	39	
2月	早春	41	投句者9名

読書通帳配付状況

期間:2月1日(木)～2月29日(木)
大人用11冊、子ども用10冊 合計21冊を配付。

3. 図書館資料管理

督促状況

	延滞日数	督促対象	実施日	状 況
予約督促	3日以上	予約1件以上	毎週木曜・日曜	電話:49名(64冊)メール:84名(118冊)
第一次督促	30日	2024/1/1～1/31	2/24	ハガキ:19名(58冊)、メール:15名(77冊)
長期電話督促	60日	2023/12/1～12/31	2/23	電話:4名(15冊)
第二次督促	90日	2023/11/1～11/30	2/23	ハガキ:1名(6冊)
第三次督促	180日	2023/8/1～8/31	2/23	電話:1名(3冊)

II. 分室

(1) 展示

区分	展示名	期間	当月開始	展示冊数	目的・総評
				貸出冊数	
南部	みんな大好き♪ カレーVSラーメン	12/23(土)～ 3/31(日)	-	72	カレーやラーメンの料理の本だけでなく歴史や小説も含め、貸出を促す。親子連れで閲覧する姿が見られ、貸出に繋がっている。
				3月終了	
北部	ブックガイド! 新しい本との出会い	12/23(土)～ 3/31(日)	-	100	小説ガイドや作家ガイド、絵本ガイドなどの本を紹介するガイドブック等を展示し、新しい本との出会いを後押しする。来館した利用者は必ず立ち止まって見ている。
				3月終了	

＝令和5年度総合図書館事業実績／予定（3月～）＝

I. 寒川総合図書館

1. 図書館行事

(1) 展示

区分	展示名	期間	新規	継続	目的・内容
企画展示	ココロとカラダをととのえる	1/4(木)～ 3/31(日)		○	酷暑や忙しい年末年始の疲れが蓄積されている頃に合わせ、疲労回復のきっかけになるような本を展示する。食べ物や人生訓、スポーツなど多岐にわたって展示することにより貸出増を目指す。
YA	科学道100冊傑作選	2/1(木)～ 3/31(日)		○	理化学研究所と編集工学研究所の事業「科学道100冊」に参加し、リストに載った本を中心に科学に興味を持てるような展示を目指す。クイズや動物の足跡などで2階の一般書コーナーに誘導し、更なる利用促進を目指す。
絵本 小規模 企画	グリム童話・アンデルセン童話	2/24(土)～ 3/7(木)		○	何世代にも読み継がれ、映像化もされているような童話の原作を絵本で読むことで、新たな魅力を感じてもらい貸出に繋げる。
	日本むかしばなし	3/9(土)～ 3/21(木)	○		語り継がれている日本のむかしばなしを絵本で読むことで、一層身近に感じ興味を持ってもらう。
	絵本でお花ばたけ	3/23(土)～ 4/4(木)	○		華やかな色合いが多い花の絵本を表紙見せで展示することで、春の季節を感じてもらい貸出促進を図る。
CD	癒しの音楽	2/15(木)～ 4/14(日)		○	健康志向の利用者へ向け、ストレス緩和や快眠に効果のある音楽を展示する。利用者層の幅を広げることを目指す。
複合	にゃんこわんこ大集合	2/3(土)～ 3/31(日)		○	身近なネコと犬に関する資料を展示する。動物の飼い方以外にも様々なジャンルの関連書籍があることを周知し、貸出促進を図る。
児童展示 ①	ウキウキ♪わくわく♪やってみよう	3/8(金)～ 4/25(木)		○	入学・進級の子どもの対象に言語や集団生活、交通ルールなどを学ぶ資料を紹介し、新しい生活への期待を高め貸出促進を図る。
児童展示 ②	本の世界で旅してみよう！	2/18(日)～ 3/31(日)		○	地図や絵、写真などで世界を紹介している本を展示し、本を通じて世界の旅を楽しんでもらう。大きな本で書架で横向きになり見にくいことが多い為、表紙見せして貸出促進を目指す。
その他	備えよう自然災害	1/4(木)～ 3/24(日)		○	防災意識の高まる3・11へ向けて自然災害への備えを促す資料を展示する。関連資料の書棚の案内を掲示し、2階の書架へ誘導する。展示に関心を集める為、展示コーナーに防災専門図書館で配布している『防災いろはかるた』を掲示する。
	MONEY POP'nだ～なくん第19号コラボ展示	3/5(火)～ 5/5(日)		○	2024年7月の新紙幣発行に合わせ、紙幣に描かれた偉人の伝記や紙幣の歴史、お金の使い方などの資料を展示する。経済に興味を持ってもらい貸出促進を図る。

(2) おはなし会

名称	実施日	場所	参加人数、内容
おひぎにだっこのおはなし会 (0才から2才の赤ちゃん向け)	3/3(日) 11:00～11:20	3階 会議室	予約制8組 絵本の読み聞かせと、わらべうたや手遊び
	3/27(水) 11:00～11:20		
土曜日おはなし会 (幼児、小学生向け)	3/2(土) 11:00～11:20	1階 児童 コーナー	当日自由参加(立ち見可能) 絵本、紙芝居の読み聞かせ
	3/9(土) 11:00～11:20		
	3/16(土) 11:00～11:20		
	3/23(土) 11:00～11:20		
	3/30(土) 11:00～11:20		

(3) その他

講座

回想サロン～懐かしの映像で心若返る～昭和50年代編 寒川文書館共催	3/21(木) 14:00～15:30	3階 会議室	よみうり回想サロンのDVD(昭和50年代から平成編)を使用し、認知症予防の講座を開催。利用者同士の交流の場を提供し図書館利用促進を図る。文書館所蔵の寒川の写真を紹介する。参加対象:65歳以上10名
--------------------------------------	------------------------	-----------	--

その他

さむかわジュニア司書活動 (3～5期生)	3/17(日) 10:00～11:30	ジュニア司書会議。 一年間の活動を振り返り、『さむかわジュニア司書新聞』として活動の様子をまとめる。来年度の活動について意見交換をする。
子ども映画会	3/29(金) 10:30～12:30	上映作品『かがみの孤城』2022年アニメ映画 原作:辻村深月 人気のアニメ作品を小学高学年～中学生を対象に上映する。

Ⅱ. 分室

(1) 展示

区分	展示名	期間	新規	継続	目的・内容
南部	みんな大好き♪カレーVSラーメン	12/23(土)～ 3/31(日)		○	カレーとラーメンに関する展示。料理の本だけでなく歴史や小説などを含めた関連書籍を展示する。
北部	ブックガイド！新しい本との出会い	12/23(土)～ 3/31(日)		○	小説ガイドや作家ガイド、絵本ガイドなどの本を紹介するガイドブックと、掲載されている本の一部を集めて展示し、新しい本との出会いを後押しする。

議案第8号

令和6年度重点施策について

令和6年度重点施策について、別紙のとおり提案する。

令和6年3月22日提出

寒川町教育委員会
教育長 大川 勝 徳

提案理由

令和6年度教育関係の重点施策を策定するため提案する。

令和6年度

重点施策

寒川町教育委員会

はじめに

寒川町教育委員会では、令和3年度に第2次寒川町教育振興基本計画（令和3年度～令和10年度。以下、「基本計画」という。）を策定し、策定期間の前半（令和3年度～令和6年度）に取り組む施策について、前期実施計画（以下、「実施計画」という。）として示しています。

今日、人口減少・少子高齢化、グローバル化や新型コロナウイルス感染症への対応など、我々を取り巻く環境は変化しています。基本計画及び実施計画により示した各施策・取組をそうした社会状況に合わせ、より実効性のあるものにするため、年度ごとに特に重点的に取り組む施策を明確に示した重点施策を定めています。

この度、令和6年度に取り組む重点施策を学校教育について6項目12施策、社会教育について4項目9施策として取りまとめました。

学校教育の分野では、新学習指導要領が小・中学校ともに全面実施となり、「生きる力」につながる「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の育成を図るために、学びの質を一層高める授業改善の取り組みを活性化してまいります。

また、社会教育の分野では、前述の社会状況の変化に加え、地域コミュニティでの人間関係の希薄化、地域や家庭の教育力の低下などの課題に直面しており、これまで以上に人々の学びや、学びを力にした地域づくりの取り組みを進めてまいります。

さらに、各教育を提供するための施設については、安全・安心な教育を継続するための維持管理を行い、維持補修を目的とする修繕等を実施する際には、持続可能な施設維持の観点も取り入れた事業を推進してまいります。

以上の点を踏まえ、令和6年度の寒川町教育委員会の施策を着実に進めてまいります。

令和6年3月 教育委員会

令和6年度重点施策一覧

学校教育		ページ
1	学力向上に向けた主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善の充実を図ります。	
1	「主体的・対話的で深い学び」につながる授業実践及び指導と評価の一体化の推進等、今日求められる教育課題に関する校内研究会及び教職員研修会等の充実	1
2	学習形態や指導方法等の工夫を通じた一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実	1
2	特別の教科 道徳の時間を要とした教科等の指導を通して、児童・生徒指導の充実を図ります。	
1	様々な体験的な学習等における児童・生徒の主体的な活動を通じて自己決定の場を設定し、自他を尊重する態度の育成といじめのない学級・学校づくりの推進	2
2	「特別の教科 道徳」の特質を踏まえ、自ら考え判断し行動できる力を育む教育活動全体を通じた道徳教育の充実	2
3	支援を必要とする児童・生徒のニーズに応じた教育環境を整備します。	
1	教育相談コーディネーターを中心としたケース会議の実施など、個々のニーズに応じた支援体制及び特別支援教育の充実	3
2	児童相談所等の他機関との連携をした学校生活に不安や課題を抱える児童・生徒への相談指導体制の充実	3
4	質の高い外国語授業の展開と学校生活全般における外国語を使用する機会の充実を図ります。	
1	小学校英語専科教員の配置及び各外国人指導者（F L T）の小・中学校への常駐配置による指導体制の強化を通じた外国語教育の推進	4
2	外国語教育推進リーダー研究会を通じた組織的な研究体制及び情報共有の充実	4
5	情報活用能力を含む学力向上に向けたICT機器を効果的に活用する授業の展開を図ります。	
1	ICT機器等の整備による新学習指導要領に対応した分かりやすい授業の展開に向けた授業研究体制及び教職員研修の充実	5
2	ICT支援員の配置による各校のニーズに応じた情報教育に係る支援の充実	5
6	安全・安心 な学校生活とよりよい学習環境づくりのために学校教育施設の整備の充実を図ります。	
1	学校施設の維持保全と整備を通じた 安全・安心 な学校教育を継続するための環境づくり（小中学校修繕、施設維持補修委託、外壁修繕工事など）	6
2	学校給食センターからの 安全・安心 な完全給食提供、および、施設を活用した食育発信の推進	6

社会教育		ページ
1 社会の持続的発展のための学びの推進		
1	人口減少や高齢化など多様な課題の顕在化や、急速な社会経済環境の変化に対応するため、現代的課題や地域課題についての学習機会の充実	7
2	公民館利用者の高齢化や固定化が進んでいるため、サークル活性化を目指し、サークル入会体験フェスタやサークル育成講座などの事業の実施	7
3	町民の知的要求や課題解決のための地域の情報拠点となる図書館として、特色ある企画テーマ展示の実施	8
4	町民の読書活動を支援するボランティア活動の充実	8
2 多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援		
1	子育て家庭を支援するため、子育てや大人と子どものふれあう学習機会の充実	9
2	幼少期から読書習慣の定着を目指し、図書館に来る機会づくりの充実	9
3 郷土の歴史に対する関心を高め、文化財に対する保護意識の向上を図ります。		
1	国登録有形文化財への登録の推進	10
2	講座や展示等を充実させ、町民が寒川町の文化財を知る機会の充実	10
4 乳幼児から高齢者までの学びの拠点として、快適で安全な学習環境を整えるため、社会教育施設の整備等に努めます。		
1	指定管理者と連携し、必要な修繕などの実施	11

学校教育

重点施策 Ⅰ

学力向上に向けた主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善の充実を図ります。

		担当課	学校教育課
Ⅰ-Ⅰ	「主体的・対話的で深い学び」につながる授業実践及び指導と評価の一体化の推進等、今日求められる教育課題に関する校内研究会及び教職員研修会等の充実		
主な取組	教職員の資質向上事業、教育活動充実事業		
事業概要	<p>時代と共に変化する今日的教育課題に対応するため、教職員のニーズも踏まえながら、町独自に教職員を対象とした授業づくりや教育相談などに関する研修会・講演会を計画的に開催する。</p> <p>各小・中学校において、学習指導要領を踏まえた校内研究を推進し、外部講師を招聘しての講演会などを通して、最新の教育実践に係る情報に基づく研究を行うとともに、研究授業を通して、外部講師や指導主事による指導助言を行い、各教職員に対する実践的な授業改善を図っていく。併せて、各小・中学校の校内研究を公開・交流し、寒川町全体に還元しながら教育の質的向上を図る。さらに、さむかわ学びっ子育成推進委員会を組織し、各校の校内研究について、情報共有及び改善を目的として年4回の推進委員会を実施する。</p>		
成果指標	自己の授業改善につながると感じた教職員の割合 (教職員研修会・教育講演会事後アンケートより)	目標値	
		85%	

		担当課	学校教育課
Ⅰ-2	学習形態や指導方法等の工夫を通じた一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実		
主な取組	少人数教育推進事業		
事業概要	<p>各小・中学校に少人数学習補充教員・補助員を1名ずつ配置して、小グループ又はティーム・ティーチングによって学習形態や指導方法を工夫した授業を展開する。</p> <p>これにより、児童生徒の発言・表現をする機会の更なる確保並びに、個に応じた児童生徒の学習状況の把握及び適切な対応などといった、きめ細かい指導を通して授業の理解を深め、学力の向上を図る。</p>		
成果指標	基礎力定着度確認問題(※)の 平均正答率 (※毎年度、町で実施しているもの)	目標値	
		70%	

学校教育

重点施策 2

特別の教科 道徳の時間を要とした教科等の指導を通して、児童・生徒指導の充実を図ります。

		担当課	学校教育課
2-1	様々な体験的な学習等における児童・生徒の主体的な活動を通じて自己決定の場を設定し、自他を尊重する態度の育成といじめのない学級・学校づくりの推進		
主な取組	豊かな心・文化育成事業		
事業概要	<p>「寒川町いじめ防止基本方針」を踏まえて、いじめの未然防止に組織的に努めるとともに、各教科の実習や旅行的行事、校外学習、運動会、体育祭など、様々な体験的な学習等において児童・生徒の主体的な活動を通じて自己決定の場を設定し、自己肯定感及び他者尊重の態度を育み、いじめの起きない学校づくりを目指す。</p> <p>また、演劇や音楽など本物に触れる機会を芸術鑑賞として設けることにより、児童生徒に情操豊かな心の育成を図る。</p>		
成果指標	自分にはよいところがあると思う児童・生徒の割合 (全国学力・学習状況調査より)	目標値	
		70%	

		担当課	学校教育課
2-2	「特別の教科 道徳」の特質を踏まえ、自ら考え判断し行動できる力を育む教育活動全体を通じた道徳教育の充実		
主な取組	教育活動充実事業		
事業概要 (Plan)	<p>新学習指導要領に基づいて、教育活動全般において道徳性を育むために、特別の教科道徳を核として「考え、議論する道徳」の授業を展開し、道徳教育の推進を図る。</p> <p>さらに、各教科や特別活動、学校行事、体験活動、部活動等の教育活動全体を通して、生命を尊重する心や自他を大切にしている心を実践的に育む。</p>		
成果指標 (Do2) (Check I)	命を大切にし、自分や仲間を大切にしている児童・生徒の割合 (児童・生徒アンケートより)	目標値	
		100%	

学校教育

重点施策 3

支援を必要とする児童・生徒のニーズに応じた教育環境を整備します。

		担当課	学校教育課
3-1	一人ひとりの教育的ニーズに合った学びの場で、適切な支援を受けながら学習することができる特別支援教育の充実		
主な取組	特別支援教育推進事業		
事業概要	<p>多様な教育的ニーズをもつ児童・生徒について、子ども一人ひとりの障がいの状態、特性及び心身の発達の段階等を把握し、個に応じた学びの場の中で、適切な支援を受けることができるよう、保護者との教育相談及び就学相談を行う。</p> <p>また、教育相談等を踏まえて、全小・中学校に設置する特別支援級や小学校2校に設置する通級指導教室（「ことばの教室」といった、個に応じた学びの場に具体的かつ適切につなげていく。</p>		
成果指標	教育的ニーズに合った就学相談の実施	目標値	

		担当課	学校教育課
3-2	児童相談所等の他機関との連携をした学校生活に不安や課題を抱える児童・生徒への相談指導体制の充実		
主な取組	教育相談事業		
事業概要	<p>多様な支援を必要とする児童・生徒に対して、学校が外部機関と連携することにより、よりよい対応につなげられるよう、情報共有等を通じて、支援を必要とする児童・生徒の保護者の支援や教育相談を行う。</p> <p>また、寒川町相談指導教室を核とした不登校児童・生徒に対する相談体制の充実を図り、多様な支援を必要とする児童・生徒、保護者のニーズを受け止めながら、具体的な対応につなげるために、支援を必要とする児童・生徒の保護者の支援や教育相談を行う。</p>		
成果指標	児童・生徒や保護者、学校のニーズに応じた教育相談の実施	目標値	

学校教育

重点施策 4

質の高い外国語授業の展開と学校生活全般における外国語を使用する機会の充実を図ります。

		担当課	学校教育課
4-1	小学校英語専科教員の配置及び各外国人指導者 (FLT) の小・中学校への常駐配置による指導体制の強化を通じた外国語教育の推進		
主な取組	小・中学校グローバル教育推進事業		
事業概要	<p>県内で唯一、外国人指導者 (FLT) を全小・中学校に常駐配置し、外国語授業でFLTと日本人教員との互いの強みを生かしたチーム・ティーチングを行い、授業の質を向上させる。さらに、外国語の授業以外の教科や、行事、部活動など学校生活全般においてFLTとのやり取りを通じて外国語使用機会及び言語や文化についての体験的な学習等の充実を図る。また、夏季休業中にFLTを講師として、「さむかわイングリッシュキャンプ」を小学1～6年生及び成人対象に4つの外国語に関する講座を実施する。</p> <p>小学校における外国語教育の早期化・教科化に伴って、教員に更なる専門性及び小・中学校間の円滑な接続が求められる中、外国語に関する資格を有する小学校英語専科教員を小学校に配置し、中核的な役割として、より適切な指導・評価計画の作成、教材開発等を行い、各小学校と共有するなど、専門性を一層重視した指導体制を構築する。</p>		
成果指標	FLTとの授業における外国語を楽しく学んでいる児童生徒の割合 (児童生徒アンケート)	目標値	
		90%	

		担当課	学校教育課
4-2	外国語教育推進リーダー研究会を通じた組織的な研究体制及び情報共有の充実		
主な取組	小・中学校グローバル教育推進事業		
事業概要	<p>各小・中学校から1名ずつ外国語教育を推進するリーダーを選出し、各校の外国語教育の実践を推進するとともに、町立小・中学校の外国語教育について、今日求められる授業を行えるよう、組織的に授業内容(カリキュラム)及び指導・評価方法等の研究を行う。</p> <p>さらに、FLT、小学校英語専科教員及び町教育委員会外国語教育担当指導主事との連携を深め、情報共有や意見交換等を通じて、組織的に寒川の子どもたちの外国語によるコミュニケーション能力の育成を図る。</p>		
成果指標	英語の勉強が好きな児童生徒の割合 (全国学力学習状況調査)	目標値	
		60%	

学校教育

重点施策 5

情報活用能力を含む学力向上に向けたICT機器を効果的に活用する授業の展開を図ります。

		担当課	学校教育課
5-1	ICT機器等の整備による新学習指導要領に対応した分かりやすい授業の展開に向けた授業研究体制及び教職員研修の充実		
主な取組	小・中学校グローバル教育推進事業		
事業概要	<p>GIGAスクール構想において導入された、児童・生徒用1人1台タブレットを効果的に活用するために、定期的にICT担当者会及びICTに関する教育課題研究部会を組織・開催し、授業研究体制の構築を図る。</p> <p>また、各学校のニーズを踏まえた教職員研修の充実を図るとともに、児童・生徒にとって分かりやすい授業の展開を目指す。</p>		
成果指標	基礎力定着度確認問題(※)の 平均正答率 (※毎年度、町で実施しているもの)	目標値	
		70%	

		担当課	学校教育課
5-2	ICT支援員の配置による各校のニーズに応じた情報教育に係る支援の充実		
主な取組	小・中学校グローバル教育推進事業		
事業概要	<p>新学習指導要領では、3つの資質・能力を育むとともに、資質・能力の一つとして位置づけられた情報活用能力を育成することが求められている。これらの資質・能力を育むためには、GIGAスクール構想において導入されたタブレット端末を効果的に授業で活用することが重要である。そのためには、教育現場で即時的にニーズやトラブルに対応できるよう、専門性を生かしたICT支援員を配置するなど、教職員の支援体制の充実を図る。</p> <p>整備されたタブレット端末等を授業の中でより効果的に活用することによって、児童・生徒の資質・能力を育てていく。</p>		
成果指標	タブレット端末を活用した学習について有用感を感じている割合(児童・生徒アンケート)	目標値	
		80%	

学校教育

重点施策 6

安全・安心な学校生活とよりよい学習環境づくりのために学校教育施設の整備の充実を図ります。

		担当課	教育施設給食課
6-1	学校施設の維持保全と整備を通じた安全・安心な学校教育を継続するための環境づくり(小中学校修繕、施設維持補修委託、外壁修繕工事など)		
主な取組	学校施設の維持管理		
事業概要	<p>学校生活における児童生徒の学習環境の改善を図るため計画的な修繕工事の実施や、経年劣化に対応するため、公共施設再編計画に基づいた修繕工事を実施する。</p> <p>また、法定点検を含む保守点検を実施し、その結果により生じる必要な修繕及び緊急修繕等について、町の厳しい財政状況を踏まえた上で適切な管理を行い、安全・安心な学校環境の維持に努める。</p> <p>○令和6年度計画工事等</p> <p>各小学校の体育館屋根修繕設計委託、旭小学校消防設備修繕、寒川東中学校給水ポンプ盤修繕、旭が丘中学校北棟屋上防水改修工事</p>		
成果指標	整備・修繕等対応件数 (対応件数/修繕等発生件数)	目標値	
		90%	

		担当課	学校給食センター
6-2	学校給食センターからの安全・安心な完全給食提供、および、施設を活用した食育発信の推進		
主な取組	学校施設の維持管理		
事業概要	<p>安全・安心で安定した学校給食提供の実施とともに、町民の食育の推進を図り、給食センターの団体への施設の貸し出しを行う。調理の全体手順のマニュアル化や必要事項の整理、HACCPの考えを取り入れた体制を作り、給食を安定して継続提供できる体制強化に努める。また、食に関する指導や食育の推進に係る事業を合わせて進めていく。</p>		
成果指標	調理の全体手順のマニュアル整備、HACCPの考えを取り入れた体制作り	目標値	
		100%	

社会教育

重点施策 Ⅰ

社会の持続的発展のための学びを推進します。

		担当課	教育政策課
1-1	人口減少や高齢化など多様な課題の顕在化や、急速な社会経済環境の変化に対応するため、現代的課題や地域課題についての学習機会の充実		
主な取組	現代的・地域的課題に関する講座等の開催		
事業概要	現代的課題や地域課題について学習する講座を各公民館で実施します。 【町民センター】 ボランティア育成講座、環境講座、人権講座、防犯講座、地域の語り部による講座、避難訓練コンサート、給食センター見学と調理実習 【北部公民館】 救命講習会、ほくぶくらぶ（高齢者対象仲間づくり）、大人の超初心者パソコン教室、公民館花いっぱい運動、寒川のホタルパネル展、寒川歴史散歩 【南部公民館】 救命講習会、農業講座、音楽で手話を覚えよう、文書館出前講座、寒川神社をもっと知ろう講座、寒川古代歴史散歩、南部サロン（地域住民交流）		
成果指標	講座等の参加者の満足度	目標値	
		90%	

		担当課	教育政策課
1-2	公民館利用者の高齢化や固定化が進んでいるため、サークル活性化を目指し、サークル入会体験フェスタやサークル育成講座などの事業の実施		
主な取組	公民館サークルの育成・支援		
事業概要	サークル入会体験フェスタ、サークル育成講座、公民館まつり等のサークル育成・支援を目的とした事業を行います。 【3館共通】 公民館まつり サークル入会体験フェスタ（5月・11月） 各館の利用者の会に登録しているサークルが講師となるサークル育成講座の実施		
成果指標	利用者の会登録団体数	目標値	
		180団体	

社会教育

重点施策 Ⅰ

社会の持続的発展のための学びを推進します。

		担当課	教育政策課
1-3	町民の知的要求や課題解決のための地域の情報拠点となる図書館として、特色ある企画テーマ展示の実施		
主な取組	図書資料を活用した様々なテーマの企画展示の実施		
事業概要	町民の図書館の利用促進を図るため、図書館資料を活用した展示活動を実施する。 【総合図書館】 企画展示、YA展示、児童展示、CD展示、複合展示、絵本小規模展示 【北部・南部分室】 北部・南部分室展示		
成果指標	展示資料の貸出点数	目標値	
		13,500	

		担当課	教育政策課
1-4	町民の読書活動を支援するボランティア活動の充実		
主な取組	図書館ボランティアの育成		
事業概要	地域の読書活動推進の担い手として、子どもの読書活動や図書館サービスを支援するボランティアの育成を行います。 【総合図書館】 読み聞かせボランティア、書架整理ボランティア		
成果指標	ボランティア活動年間参加人数	目標値	
		300人	

社会教育

重点施策 2

多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育を支援します。

		担当課	教育政策課
2-1	子育て家庭を支援するため、子育てや大人と子どものふれあう学習機会の充実		
主な取組	親子・子ども対象事業の実施		
事業概要	公民館講座等で家庭教育支援や青少年の体験活動充実に関する学習機会を提供する。 《親子対象事業》 【町民センター】ママとベビーのふれあい体操、星空観察会、親子工作教室、親子で楽しむ恐竜の話、親子でプログラミング教室／【北部公民館】親子ホテル観察会、おはなし図書館、親子体験見学会／【南部公民館】親子リトミック教室、親子でクラフト教室、おはなし広場、親子バスツアー 等 《青少年対象事業》 【3館共通】さむかわイングリッシュキャンプ、書き初め大会 【町民センター】プチロボ作りと競走会、書道教室、絵画教室、子ども茶会 【北部公民館】科学実験教室、モザイクアート教室、マイコン・プログラム教室 【南部公民館】寄せ植え教室、クッキング教室、七宝焼き体験、チョークアート体験教室		
成果指標	公民館講座等の全事業実績における親子・青少年対象事業の割合	目標値	30%

		担当課	教育政策課
2-2	幼少期から読書習慣の定着を目指し、図書館に来る機会づくりの充実		
主な取組	子ども対象の読書活動推進に関する事業の実施		
事業概要	幼少期から読書習慣を身につけられるよう、図書館に来る機会づくりを充実する。 《乳幼児期の親子対象事業》 おひぎにだっこのおはなし会、出張わらべうた会 《幼児・小学生対象事業》 土曜日おはなし会、ぬいぐるみおとまり会、子ども映画会、わくわく読書マラソン、 《青少年(ヤングアダルト)対象事業》 YA向け図書展示、ジュニア司書講座・活動 《学校との連携事業》 団体貸出、学校図書室と連携した読書啓発活動		
成果指標	利用登録者数における18歳以下の割合	目標値	25%

社会教育

重点施策 3

郷土の歴史に対する関心を高め、文化財に対する保護意識の向上を図ります。

		担当課	教育政策課
3-1	近代建築物の調査研究の推進		
主な取組	文化財保護事業		
事業概要	近代文化財である旧広田医院の国登録有形文化財登録を契機に、町内の近代建築物の調査研究の推進を図り、新たな指定や登録候補を再発見することにより、文化財保護の意識向上を図る。		
成果指標	調査研究に関する会議回数	目標値	
		2	

		担当課	教育政策課
3-2	講座や展示等を充実させ、町民が寒川町の文化財を知る機会の充実		
主な取組	文化財学習センター事業、公民館運営事業		
事業概要	・事業や文化財学習センター事業、公民館事業において実施される各歴史文化財関連事業を「寒川町郷土歴史・文化財普及啓発事業」として連携・協力を強化し、より多くの人に郷土の歴史文化に関する事業を提供していく。		
成果指標	事業の参加者数	目標値	
		215	

社会教育

重点施策 4

乳幼児から高齢者までの学びの拠点として、快適で安全な学習環境を整えるため、社会教育施設の整備等に努めます。

		担当課	教育施設給食課
4-1	指定管理者と連携し、必要な修繕などの実施		
主な取組	社会教育施設の維持管理		
事業概要	<p>各館の快適で安全な学習環境を整えるために必要な修繕等を、指定管理者と連携して実施する。</p> <p>○令和6年度実施予定修繕、工事等 指定管理者実施：町民センターホール調光器ユニット修繕</p>		
成果指標	計画修繕・工事実施率	目標値	
		100%	

議案 第9号

令和6年度小・中学校の夏季休業日における授業日の変更について

令和6年度小・中学校の夏季休業日における授業日の変更を別紙のとおりとする。

令和6年3月22日提出

寒川町教育委員会
教育長 大川 勝 徳

提案理由

寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第3条第2項の規定により、令和6年度寒川町立小・中学校の夏季休業日における授業日の変更について提案する。

令和6年度小・中学校の夏季休業日における授業日の変更について

◆ 授業日とする日

○小学校 … 変更なし

○中学校 … 8月30日（金）

◆ 参考資料

寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則【抜粋】

(休業日)

第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 土曜日
- (4) 学年始休業日 4月1日から4月4日まで
- (5) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (6) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- (7) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があると認めるときは、あらかじめ寒川町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を得て、同項第4号から第7号までに規定する休業日を学校運営に必要な限度において変更することができる。



寒川町教育委員会教育長 様

令和6年3月15日

寒川町中学校長会会長

大野 郁子



令和6年度寒川町立中学校夏期休業日について

寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第3条(5)により、夏期休業は7月21日から8月31日までとされています。しかし、望ましい教育課程の編成をおこなおうとすると長期休業を短縮し授業日を増やすことが必要となります。

中学校3学年の調和のとれた教育課程の編成ができるよう、同規則3条の2に基づき、夏期休業を以下の通りの日程とすることをご承認いただきたくお願いします。

記

○令和6年度 寒川町立中学校 夏期休業日

7月20日から8月29日まで

以上

議案第10号

寒川学校給食センター条例施行規則の制定について

寒川学校給食センター条例施行規則を次のように定める。

令和6年3月22日提出

寒川町教育委員会

教育長 大川 勝 徳

提案理由

学校給食センター内の食育ホールを町民の利用の用に供し、もって町民の食育の推進を図るため提案する。

寒川町教育委員会規則第 号

寒川学校給食センター条例施行規則

寒川学校給食センター条例施行規則（令和5年寒川町教育委員会規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、寒川学校給食センター条例（令和5年寒川町条例第13号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、寒川学校給食センター（以下「給食センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員）

第2条 給食センターに所長を置き、その他必要な職員を置くことができる。

2 所長は、上司の命を受け、給食センターの事務を所掌し、所属職員を指揮監督する。

（事業）

第3条 給食センターは、次の事業を行う。

- (1) 学校給食物資の調達、保管及び管理に関すること。
- (2) 学校給食献立の作成、調理及び配送に関すること。
- (3) 学校給食の食品検査に関すること。
- (4) 学校給食における食に関する指導、健康増進等に関すること。
- (5) 食育及び食の啓発に関すること。
- (6) その他教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めた業務に関すること。

（使用の申請、許可等）

第4条 条例第5条の規定により食育ホールを使用しようとするものは、使用しよう

とする日の90日前から30日前までの間に寒川学校給食センター使用許可申請書（第1号様式）により、教育長に申請しなければならない。

2 教育長は、前項の申請があった場合において、その使用を許可するときは、寒川学校給食センター使用許可書（第2号様式。以下「使用許可書」という。）により、その使用を許可しないときは、その旨及び理由を当該申請をしたものに通知しなければならない。

3 使用の許可を受けたもの（以下「使用団体」という。）が、その使用の取消し又は変更をしようとするときは、使用日の30日前までに学校給食センター使用取消（変更）申請書（第3号様式）に使用許可書を添えて、教育長に申請しなければならない。

（使用料の納付）

第5条 使用団体は、使用日の14日前（当該日が休館日にあたるときは、その直後の休館日でない日）までに使用料を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第6条 条例第9条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 公用又は公共の用に使用する場合 免除
- (2) 前号に準じた使用を行う場合 免除
- (3) その他委員会が相当な理由があると認めた場合 免除

2 使用料の減免を受けようとするものは、寒川学校給食センター使用料減免申請書（第4号様式）により、教育長に申請しなければならない。

3 教育長は、前項の申請があった場合において、その減免を認めたときは、寒川学校給食センター使用料減免決定通知書（第5号様式）により、その減免を認めないときは、その旨及び理由を当該申請をしたものに通知しなければならない。

（使用料の還付）

第7条 条例第8条第2項ただし書に規定する特別な理由は、次の各号に該当する場合とする。

- (1) 使用団体の責めによらない理由により使用不能となったとき。
- (2) 使用日の30日前までに第4条第3項による使用の取消しの申請があったとき。
- (3) その他教育長が相当な理由があると認めたとき。

2 使用料の還付を受けようとする者は、寒川学校給食センター使用料還付申請書（第3号様式）により、教育長に申請しなければならない。

3 教育長は、前項の申請があった場合において、その内容を審査し、相当と認めるときは、寒川学校給食センター使用料還付決定通知書（第7号様式）により、当該申請をしたものに通知しなければならない。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、給食センターに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

第1号様式（第4条、第6条関係）

別紙のとおり

第2号様式（第6条関係）

別紙のとおり

第3号様式（第7条関係）

別紙のとおり

第4号様式（第4条、第6条関係）

別紙のとおり

第6号様式（第6条関係）

別紙のとおり

第6号様式（第7条関係）

別紙のとおり

第7号様式（第4条、第6条関係）

別紙のとおり

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年7月1日から施行する。

（準備行為）

2 食育ホールの使用の許可を受けるために必要な手続その他必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても、改正後の規則の例により、行うことができる。

年 月 日

寒川学校給食センター使用許可申請書

（あて先）寒川町教育委員会教育長

団体名 _____

代表者名 _____

連絡者氏名 _____ 連絡者連絡先 _____

責任者 _____

責任者住所 _____

責任者連絡先 _____

次のとおり申請します。

利用日	時間	利用目的・利用人数
年 月 日	<input type="checkbox"/> 午前9時から午後1時まで <input type="checkbox"/> 午後1時から午後5時まで	

○委員会が指示する団体の活動が分かる書類等を添付すること。

備考

第2号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

寒川学校給食センター使用許可書

団体名 _____ 様

寒川町教育委員会教育長

次のとおり承認します。

利用日	時間	利用目的・利用人数
年 月 日	<input type="checkbox"/> 午前9時から午後1時まで <input type="checkbox"/> 午後1時から午後5時まで	

施設使用料	減免額	使用料合計

備考

年 月 日

寒川学校給食センター使用変更・取消申請書

（あて先）寒川町教育委員会教育長

団体名 _____

代表者名 _____

連絡者氏名 _____ 連絡者連絡先 _____

責任者 _____

責任者住所 _____

責任者連絡先 _____

年 月 日付け 第 号の使用変更・取消について、申請します。

変更

取消

変更の場合は内容を記載する。

備考

第7号様式（第7条関係）

年 月 日

寒川学校給食センター使用料還付決定通知書

寒川町教育委員会教育長

年 月 日付けで申請のあった使用料の還付について次のとおり決定しましたので通知します。

年度		科目	
納入年月日			
許可を受けた利用日			
還付の内容	納付金額	更正金額	還付金額

号様式。以下「使用許可書」という。）により、その使用を許可しないときは、その旨及び理由を当該申請をしたものに通知しなければならない。

- 3 使用の許可を受けたもの（以下「使用団体」という。）が、その使用の取消し又は変更をしようとするときは、使用日の30日前までに学校給食センター使用取消（変更）申請書（第3号様式）に使用許可書を添えて、教育長に申請しなければならない。

（使用料の納付）

第5条 使用団体は、使用日の14日前（当該日が休館日にあたるときは、その直後の休館日でない日）までに使用料を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第6条 条例第9条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 公用又は公共の用に使用する場合 免除
- (2) 前号に準じた使用を行う場合 免除
- (3) その他委員会が相当な理由があると認めた場合 免除

- 2 使用料の減免を受けようとするものは、寒川学校給食センター使用料減免申請書（第4号様式）により、教育長に申請しなければならない。

- 3 教育長は、前項の申請があった場合において、その減免を認めたときは、寒川学校給食センター使用料減免決定通知書（第5号様式）により、その減免を認めないときは、その旨及び理由を当該申請をしたものに通知しなければならない。

（使用料の還付）

第7条 条例第8条第2項ただし書に規定する特別な理由は、次の各号に該当する場合とする。

- (1) 使用団体の責めによらない理由に

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、給食センターに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

～略～

(加える)

～略～

より使用不能となったとき。

(2) 使用日の30日前までに第4条第3項による使用の取消しの申請があったとき。

(3) その他教育長が相当な理由があると認めたとき。

2 使用料の還付を受けようとする者は、寒川学校給食センター使用料還付申請書(第3号様式)により、教育長に申請しなければならない。

3 教育長は、前項の申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、寒川学校給食センター使用料還付決定通知書(第7号様式)により、当該申請をしたものに通知しなければならない。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、給食センターに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

～略～

第1号様式(第4条、第6条関係)

別紙のとおり

第2号様式(第6条関係)

別紙のとおり

第3号様式(第7条関係)

別紙のとおり

第4号様式(第4条、第6条関係)

別紙のとおり

第6号様式(第6条関係)

別紙のとおり

第6号様式(第7条関係)

別紙のとおり

第7号様式(第4条、第6条関係)

別紙のとおり

～略～

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 食育ホールの使用の許可を受けるために必要な手続その他必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても、改正後の規則の例により、行うことができる。

寒川学校給食センター条例

令和5年6月20日条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、寒川学校給食センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置、名称及び位置)

第2条 寒川町立小学校及び中学校における安全安心で安定した学校給食提供を実施し、もって児童及び生徒の心身の健全な発達を図るとともに町民の食育の推進を図るため、寒川学校給食センターを設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
寒川学校給食センター	寒川町宮山4018番地

(開館時間)

第3条 寒川学校給食センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 寒川学校給食センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。

(使用の許可等)

第5条 寒川学校給食センター内の食育ホール（以下「食育ホール」という。）を使用することができるものは、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 学校給食に対する理解促進又は食育に関する活動を主たる目的としていること。
- (2) 5人以上の構成員及び満18歳以上の代表者を有すること。
- (3) 構成員のうち3分の2以上の者が町内に居住している者、町内に在勤している者又は町内に在学している者であること。

2 食育ホールを使用しようとするものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

3 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

（使用の制限）

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第2項の許可をしない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 寒川学校給食センターの施設及び設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、寒川学校給食センターの管理運営に支障があると認められるとき。

（使用許可の取消し等）

第7条 教育委員会は、食育ホールの使用の許可を受けたもの（以下「使用団体」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合、食育ホールを公用又は公共の用に供する必要が生じた場合その他教育委員会が特に必要があると認める場合は、その

使用の許可を取り消し、又はその使用を中止させることができる。

- (1) 条例及びこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。
- (2) 第5条第2項の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

(使用料)

第8条 使用団体は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復の義務)

第10条 使用団体は、使用が終わったときは、速やかに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第11条 使用団体は、寒川学校給食センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちにこれを原形に復するか、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 食育ホールの使用の許可を受けるために必要な手続その他必要な準備行為は、こ

の条例の施行の日前においても、行うことができる。

別表（第8条関係）

区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで
使用料の額	4,000円	4,000円

2024年3月12日

教育委員会 教育委員 殿

日本出版労働組合連合会
教科書対策部
部長 小森 浩二



2024年度における公正な教科書採択のために（陳情）

【陳情書の趣旨】

日頃の教育への貢献に敬意を表します。

貴職におかれましては、2024年度の中学校教科書採択に向けて、採択要綱の作成に取り組まれていることと存じます。つきましては採択過程の改善について陳情いたします。私たちの本意を真摯に受け止め、2024年度の教科書採択要綱に取り入れていただくよう強く要望いたします。

主なポイントは次のとおりです。

- 1、教科書採択のあらゆる過程において公開性を徹底すること。
- 2、実際に教科書を使用する教員の意見を最大限尊重すること。
- 3、調査研究委員会等に現場の教員を配置し、その意向を報告書に反映すること。
- 4、採択は、最終的に決定する教育委員の説明責任を明確にする方法で行うこと。
- 5、法定展示以外にも独自の展示会を開催し、保護者・住民等の意見を広く募集すること。

【本件連絡先】

日本出版労働組合連合会 教科書対策部
(担当：副部長 住田治人)
〒113-0033 東京都文京区本郷4-37-18 いろは本郷ビル2F
Tel.03-3816-2911 Fax.03-3816-2980
sumi@syuppan.net

【陳情書】2024(令和6)年度の教科書採択は、以下の内容を取り入れて実施すること

1、教科書採択のあらゆる過程において公開性を徹底すること

- (1)採択を決定する教育委員会をはじめ、調査研究委員会、選定委員会等を公開で行うこと。
- (2)上記の場において、希望者が全員傍聴できるよう、最大限の努力を行うこと。傍聴者が会場に入りきらない場合は別会場を用意して審議内容を中継する、インターネットによる同時動画配信を行うなどの工夫を行うこと。
- (3)教科書発行者名は「A社」「B社」などとせず、実名を出して審議すること。
- (4)採択に関係するすべての文書（教育委員会の会議録、調査研究委員会の調査研究報告書、選定委員会等の選定理由書など）は会議後、9月1日を待つことなく、可及的速やかに公開すること。

2、実際に教科書を使用する学校および教員の意見を最大限尊重すること

- (1)見本本の回覧については学校に留置される日数を十分確保し、教員（非常勤講師、免許外教員等を含む。以下同）が勤務校で調査研究できるよう保障すること。
- (2)教員が勤務時間内に展示会に行く場合は職免扱いとし、不利益扱いをしないこと。
- (3)学校票を実施して、教員が採択を希望する教科書が明示されるようにするとともに、その意向は教育委員会による採択の際に、最大限尊重すること。

3、調査研究委員会等に現場の教員を配置し、その意向を報告書に反映すること

- (1)調査研究委員会および選定審議会（委員会）に、学校の管理職だけでなく、実際に教科書を使って授業を行う教員を適切な人数配置し、その意見を報告書に反映すること。
- (2)調査研究報告書に、採択地区内の各学校の意向を記載すること。選定審議会（委員会）はその意向を最大限尊重して選定理由書を作成すること。
- (3)採択地区内の保護者・住民から公募により委員を委嘱すること。その際、文書による審査及び面接を行うなど、客観的で公正な基準を設け、それを事前に公表すること。

4、採択は、最終的に決定する教育委員の説明責任を明確にする方法で行うこと

- (1)教育委員会で採択の決定を行う際は、調査研究委員会及び選定審議会（委員会）の報告に示された選定・推薦を尊重し、それらに特段の問題のないかぎり、これに反する決定は行わないこと。
- (2)これらとは異なる決定を行う場合は、その理由を表明すること。
- (3)は1種ごとに、挙手等、各委員の意思が明示的に表示される方式で行い、無記名投票は行わないこと。

5、法定展示以外にも独自の展示会を開催し、保護者・住民等の意見を広く募集すること

- (1)法定展示会
 - ①できるだけ多くの保護者、住民等の閲覧を可能にするため、公民館等の閉館時間（おおむね午後9時）程度まで開催すること。
 - ②土・日曜日および祝日も開催すること。
 - ③会場にアンケート用紙を設置して保護者、住民等の意見を聴取し、教育委員会に報告すること。
- (2)法定展示会以外の展示会
 - ①保護者・住民等が教科書内容を知ることができるようにするため、法定展示以外にも独自の展示を行うこと。
 - ②開催日およびアンケートについては、法定展示同様とすること。
 - ③採択終了後も住民が容易にアクセスできる場所で通年展示を行うこと。

以上

令和6年度教育委員会委員の活動（案）

1. 視 察（予定）

- ・先進的な「小中一貫教育（施設分離型）」
- ・「新しい時代に求められる学校施設」
- ・
- ・

2. 調査研究会（予定）

- ・小・中学校適正化等基本計画関連
- ・教育委員会点検・評価
- ・令和7年度一般会計予算（教育に関する部分）
- ・教育委員と2年次教諭との意見交換会

3. 研修会（予定）

- ・県市町村教育委員会連合会研修会

（参考：令和5年度実績）

- ① 視 察 8/4 平塚市立相模小学校（学校適正化等：新たな学び舎）
- ② 調査研究 6/7 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価
11/21 令和6年度寒川町一般予算（教育に関する部分）要求状況
2/1 令和5年度第1回寒川町総合教育会議に向けて
- ③ 研 修 会 5/26 関東甲信越静市町村教育委員会連合会研修
11/17 県市町村教育委員会連合会研修会（茅ヶ崎市民文化会館）